

令和4年小田原市議会3月定例会議案

(議案第1号)

令和4年2月16日提出

議案第 1 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和 4 年 2 月 1 6 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

民事調停について

横浜地方裁判所令和元年（ワ）第3948号損害賠償請求事件に係る付調停事件について、次のとおり調停を成立させる。

1 申立人

市外在住者

2 調停成立の方針

- (1) 市は、申立人に対し、解決金として50万円の支払義務があることを認める。
- (2) 市は、申立人に対し、解決金を令和4年1月末日までに銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は市の負担とする。
- (3) 申立人は、その余の請求を放棄する。
- (4) 申立人及び市は、申立人と市との間には、本件に関し、調停条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用及び調停費用は、各自の負担とする。

令和3年12月20日

小田原市長 守 屋 輝 彦

(事件の概要)

平成30年3月13日に市立学校の運動場において授業時間中に同校に在籍する子供が他の子供と接触したことにより転倒し、負傷した事故に関する損害賠償請求訴訟